|  |
| --- |
| サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書第号年月日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様身延町長　　　　　　　　　　　　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（第２２条第４項　第２４条第３項　第５１条の７第４項）・児童福祉法（第２１条の５の７第４項　第２１条の５の８第３項）の規定に基づき、支給（給付）要否決定を行うに当たって、サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案の提出を求めます。提出に当たっては、下記の書類を併せて提出願います。記　　　・計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書　　　　※　既に計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給を受けている場合であって、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給の期間内であるときは、提出不要。　　　・計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書　　　　※　既に計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給を受けている場合であって、計画相談支援・障害児相談支援を担当する事業者変更がない場合は、提出不要。提 出 先　　　身延町役場　福祉保健課　福祉担当 〒409-3304　山梨県南巨摩郡身延町切石117-1　℡　0556-20-4611提出期限　　　　　　　　　　年　　　月　　　日 |